

細則 1－3 強化地域に所在する危険物施設の震災対策【危規則第 60 条の 2 第 2 項関係】

定める必要がある施設	①及び②に当てはまる危険物施設 ①大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域として指定された地域（以下「強化地域」という。なお、東京消防庁管内は、新島村、神津島村、三宅村が該当する。）にある危険物施設 ②大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項に規定する指定行政機関の長または指定公共機関以外が所有等する危険物施設
------------	---

第 1 総則

当所の震災対策のうち、危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 2 項に係る事項については、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「警戒宣言発令時の対応計画（強化地域編）」に基づき行うものとする。

第 2 警戒宣言発令時の対応計画（強化地域編）

- 1 新島村、神津島村又は三宅村に係る次の情報等を知り得た勤務員は、所長へ伝達し、所長は勤務員等に確実に周知するものとする。

- (1) 地震予知情報
- (2) 警戒宣言

- 2 警戒宣言が発せられた場合の措置

- (1) 操業及び火気の使用については、下記の措置を講じるものとする。

ア 原則として危険物の取扱いを中止するものとする。

イ 原則として火気の使用は中止し、ガスの元栓の閉鎖、可燃物の整理状況について確認するものとする。

(2) その他

ア 移動タンクからタンクへの危険物の荷卸し作業は原則として中止とするものとする。また、移動タンクの関係者へ危険物の荷卸し業務を停止する旨の連絡を行うとともに注油口、検尺口等の蓋の閉鎖を確認するものとする。

イ 消火器、防災資器材等を点検し必要箇所配置し、定期点検箇所の再確認を行うものとする。

ウ 必要に応じてガラス等をテープにより補強し、出入口、階段等に障害物がないか確認するものとする。

エ 勤務員個々の任務分担の再確認をする。

なお、休日、夜間等は、勤務員は自主的に参集し緊急時に対応可能な体制を早期に確立するものとする。

3 警戒宣言が発せられた場合における避難は次のとおりとする。

- (1) 所長は直ちに勤務員等に確実に周知し、必要に応じて勤務員等は避難を開始し、安全確保を図るものとする。
- (2) 自衛消防隊員の避難・誘導班は、拡声器、メガホン等を活用し、誘導員を配置して勤務員等を避難誘導するものとする。
- (3) 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定するものとする。
- (4) 勤務員等は、地震、津波発生時の避難経路、避難場所及び避難方法を予め確認するものとする。

4 大規模な地震に係る防災訓練及び被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育を次のとおり実施するものとする。

時期	年__回以上（_____）
対象者	全勤務員
内容	_____

5 所長は、必要に応じて、収集した大規模な地震に係る情報を周辺住民等に広報するものとする。

6 その他